

当院を受診される皆様へ ～医療情報取得加算について～

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として
利用できる体制を整えることで
過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を
取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

それに伴い、初診時・再診時に
医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合
医療情報取得加算2（初診料算定時）：1点
医療情報取得加算4（再診料算定時）：1点

従来の保険証をご提示いただいた場合
医療情報取得加算1（初診料算定時）：3点
医療情報取得加算3（再診料算定時）：2点

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

城南リハビリクリニック